

令和2年度 受動喫煙防止対策助成金のご案内

改正健康増進法により、令和元年7月1日から第一種施設（健康増進法第28条：学校、病院、児童福祉施設等）は敷地内禁煙となり、今年4月からは第二種施設（健康増進法第28条：事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店など）では、原則、屋内での喫煙は禁止となりました。また、労働安全衛生法第68条の2により、事業者は受動喫煙防止対策に努めることとされています。

中小企業事業者の皆様が受動喫煙防止対策をより一層促進していただくため、その費用の一部（上限100万円）を助成する「受動喫煙防止対策助成金」を設けていますのでご活用ください。

○助成対象は、次のすべてに該当する事業者です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業者
- (2) 下表のいずれかに該当する中小企業事業者（第二種施設（健康増進法第28条）を営む者に限る。）
- (3) 措置を講じた区域以外は禁煙とする事業者

対 象 業 種		常時雇用する労働者数 (企業全体)	資本金
		労働者数か資本金のどちらかの条件を満たせば、助成対象となります。	
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

- ・複数の事業場を保有する事業者の場合、申請対象の事業場だけでなく、企業全体の資本金と労働者数で判断します。なお、中小企業事業主に該当すれば、個々の事業場ごとに申請が可能です。
- ・顧客専用の喫煙室を設ける場合も、助成の対象となりますが、事業場の室内及びこれに準じる環境において、喫煙室以外では喫煙を禁止する必要があります。（宿泊施設の客室などは除く。）

○助成内容、助成対象などは、

紙巻き たばこ	指定 たばこ	飲食 など	要 件
喫煙可	喫煙可	不可	<ul style="list-style-type: none"> ○事業場の屋内を全面禁煙とすること ○煙を屋外又は外部の場所に排気すること ○喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しないこと ○専ら喫煙の目的で喫煙専用室を使用するための構造や設備であること
喫煙可	喫煙可	不可	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口における風速が毎秒0.2m以上 ○煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること ○煙を屋外又は外部の場所に排気すること ○専ら喫煙の目的で喫煙専用室を使用するための構造や設備であること
喫煙不可	喫煙可	可	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口における風速が毎秒0.2m以上 ○煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること ○煙を屋外又は外部の場所に排気すること

※ 既存特定飲食提供施設とは（次の3要件をすべて満たすもの）

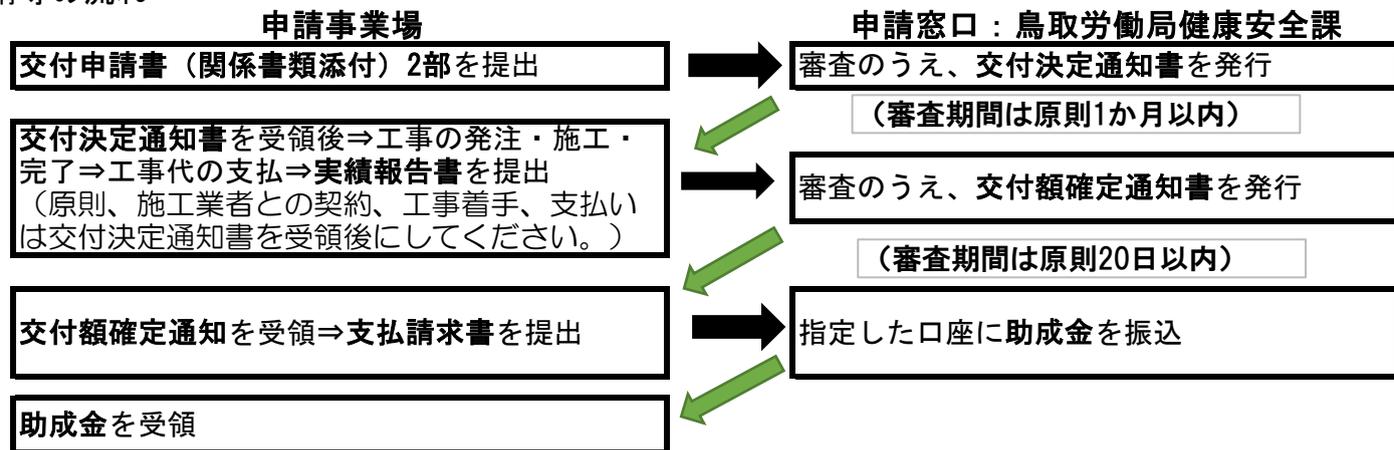
- 今年4月1日時点で営業している飲食店、喫茶店等
- 個人または資本金5000万円以下の企業が経営する店舗（一の大規模会社が発行済株式の1/2を有する場合を除く。）
- 客席面積が100平方メートル以下

○助成率、助成額

喫煙室の設置などに係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの **2分の1**
(既存特定飲食提供施設の飲食店は**3分の2**)
上限100万円

※ 申請に当たっては、喫煙室の設置等の事業計画の内容が技術的及び経済的な観点から妥当であることが必要です。
特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費がその上限額（60万円/m²）を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。
例）飲食店以外の事業場が3m²の屋外喫煙所を設置する計画の場合、工事費用が300万円であっても、合理的な理由が認められない限り、助成対象経費として3m²×60万円/m²=180万円までしか認められず、助成金額は180万円×1/2（助成率）=90万円までとなります。

○申請等の流れ



詳細は、厚生労働省ホームページ **受動喫煙防止対策助成金** に掲載していますので、ご確認ください。【 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html> 】

本助成金は、工事の実施前に申請が必要です。

申請前に、申請窓口の健康安全課に、ご相談ください。

交付申請前には、必ず次の資料を確認の上、制度の中身を良く理解してから申請してください。

- ① 交付要綱（最終改正：令和2年5月13日）、② 交付要領（最終改正：令和2年5月13日）
 - ③ 受動喫煙防止対策助成金の手引き（最終改正：令和2年5月13日）
- 申請様式、記載例も掲載していますので、活用ください。



受付は原則、申請順とし、予算額に達した場合、申込を締め切ります。お早めにお申し込みください。

◎受動喫煙防止対策に係る相談支援 ⇒ 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
職場で受動喫煙防止対策を行うにあたって発生する悩みについて、専門家が相談に応じます（希望によって、事業場に訪問して助言します。）。【 電話 050-3537-0777 】
【 <http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke> 】

◎受動喫煙防止対策に関する測定機器貸出（たばこ煙濃度等の測定のための機器の貸与）⇒ 柴田科学（株）
職場環境の実態把握を行うため、デジタル粉じん計と風速計を無料でお貸しします。
また、希望に応じて、事業場にお伺いして機器の使用方法的説明を行います。
【 電話 03-3635-5111 】 【 <https://www.sibata.co.jp/news/news-36014/> 】

【参考】

鳥取県 健康政策課（喫煙 受動喫煙防止対策 「鳥取県受動喫煙防止対策支援事業補助金」）
【 電話 0857-26-7227 】 【 <https://www.pref.tottori.lg.jp/kinenshien/> 】

全国生活衛生営業指導センター（鳥取県生活衛生営業指導センター 電話0857-29-8590）
「生衛業受動喫煙防止対策助成金」 【 <http://www.seiei.or.jp/smoking/index.html> 】

問い合わせ先・申請先 厚生労働省 鳥取労働局 労働基準部 健康安全課
〒680-8522 鳥取県鳥取市富安2丁目89-9
電話 (0857) 29-1704 FAX (0857) 23-2423